

佐賀県立都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

## ◎佐賀県条例第56号

佐賀県立都市公園条例等の一部を改正する条例  
(佐賀県立都市公園条例の一部改正)

**第1条** 佐賀県立都市公園条例(昭和36年佐賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<b>別表第2(第9条関係)</b>			<b>別表第2(第9条関係)</b>		
	区分	単位		区分	単位
略		1平方メートルにつき	略	略	1平方メートルにつき
公園施設を管理する場合	建築物	1月	440円	公園施設を管理する場合	1月
	略		略	略	450円
略			略		
都市公園を使用する場合	略		都市公園を使用する場合	略	
	業として写真を撮影するもの	1月	5,210円		業として写真を撮影するもの
	業として映画を撮影するもの	1日	10,470円		業として映画を撮影するもの
	展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの		2,890円		展示会、博覧会、競技会、祭礼、集会その他これらに類する催しをするもの
	花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの		2,320円		花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの
備考 略			備考 略		

改正前			改正後		
別表第3（第9条関係）			別表第3（第9条関係）		
区分	普通入園料 (1人1回につき)		年間入園料 (1人1年間に つき)		
	個人	団体	個人		
略					
上記に掲げる 者以外の者	200円	140円	2,000円		
備考 略					
別表第4（第9条関係）			別表第4（第9条関係）		
区分	金額 (1台につき)		区分	金額 (1台につき)	
	大型車	1,000円		大型車	1,030円
普通車		300円	普通車		310円
略					
備考 略					

（佐賀県漁港管理条例の一部改正）

**第2条** 佐賀県漁港管理条例（昭和48年佐賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(使用料等)	(使用料等)
<b>第13条</b> 甲種漁港施設を使用し、又は占用する者は、別表第1の規 定により算定した額の使用料又は占用料（当該甲種漁港施設の使	<b>第13条</b> 甲種漁港施設を使用し、又は占用する者は、別表第1の規 定により算定した額の使用料又は占用料（当該甲種漁港施設の使

改正前	改正後
<p>用又は占用のうち次に掲げるもの以外のものに係る使用料又は占用料にあっては、その額（漁港施設用地その他の漁港施設（水域施設を除く。）の敷地の占用に係る占用料でその算定の単位が月又は年であるものにあっては、日割りをもって算定した額）に<u>1.05</u>を乗じて得た額の使用料又は占用料。以下「使用料等」という。）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略 (土砂採取料等)</p> <p><b>第14条</b> 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について漁港漁場整備法第39条第1項の規定により土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、土砂採取料等（別表第2の規定により算定した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第3の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額（占用をすることができる期間が1月末満のものに係る占用料にあっては、日割りをもって算定した額）に<u>1.05</u>を乗じて得た額の占用料）をいう。以下同じ。）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>用又は占用のうち次に掲げるもの以外のものに係る使用料又は占用料にあっては、その額（漁港施設用地その他の漁港施設（水域施設を除く。）の敷地の占用に係る占用料でその算定の単位が月又は年であるものにあっては、日割りをもって算定した額）に<u>1.08</u>を乗じて得た額の使用料又は占用料。以下「使用料等」という。）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～4 略 (土砂採取料等)</p> <p><b>第14条</b> 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について漁港漁場整備法第39条第1項の規定により土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、土砂採取料等（別表第2の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第3の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額（占用をすることができる期間が1月末満のものに係る占用料にあっては、日割りをもって算定した額）に<u>1.08</u>を乗じて得た額の占用料）をいう。以下同じ。）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p>

(佐賀県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

**第3条** 佐賀県海岸占用料等徴収条例（平成12年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(占用料等の徴収)</p> <p><b>第2条</b> 法第7条第1項若しくは第37条の4の規定により占用の許可を受けた者又は法第8条第1項若しくは第37条の5の規定により土石の採取（法第11条ただし書に規定する公共海岸の土地以外の土地における土石の採取を除く。）の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額の占用料（海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に<u>1.05</u>を乗じて得た額の占用料）又は別表第2の規定により算定した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額の土石採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p><b>第2条</b> 法第7条第1項若しくは第37条の4の規定により占用の許可を受けた者又は法第8条第1項若しくは第37条の5の規定により土石の採取（法第11条ただし書に規定する公共海岸の土地以外の土地における土石の採取を除く。）の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額の占用料（海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の占用料）又は別表第2の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の土石採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p>

(建築基準法施行条例の一部改正)

**第4条** 建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p><b>別表</b>（第31条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>納付義務者</th><th>手数料</th><th>額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含</td><td>建築物に関する確認申請又は計画通知手数料</td><td>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 法第6条第5</td></tr></tbody></table>	納付義務者	手数料	額	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 法第6条第5	<p><b>別表</b>（第31条の2関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>納付義務者</th><th>手数料</th><th>額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含</td><td>建築物に関する確認申請又は計画通知手数料</td><td>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 法第6条第5</td></tr></tbody></table>	納付義務者	手数料	額	1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 法第6条第5
納付義務者	手数料	額											
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 法第6条第5											
納付義務者	手数料	額											
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 法第6条第5											

改正前	改正後
<p>む。) の規定による建築物の確認を受けようとする者又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者</p> <p>項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要しない建築物 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの <u>28,000</u>円</p> <p>オ～ケ 略</p> <p>(2) 法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物 次に掲げる構造計算適合性判定を実施する区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 知事による実</p>	<p>む。) の規定による建築物の確認を受けようとする者又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に係る計画の通知に関する審査を受けようとする者</p> <p>項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要しない建築物 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの <u>29,000</u>円</p> <p>オ～ケ 略</p> <p>(2) 法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物 次に掲げる構造計算適合性判定を実施する区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 知事による実</p>

改正前	改正後
<p>施（1）に定める額に、次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき<u>227,000円</u>（法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号及び次号において「認定プログラム」という。）による構造計算</p>	<p>施（1）に定める額に、次に掲げる構造計算適合性判定を行う建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 1棟につき<u>234,000円</u>（法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号及び次号において「認定プログラム」という。）による構造計算</p>

改正前	改正後
<p>にあっては、 1棟につき <u>173,000円)</u> (イ) 床面積の 合計が1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メートル 以内のもの 1棟につき <u>279,000円</u>（ 認定プログラムによる構造 計算にあって は、1棟につ き<u>199,000円</u>） (ウ) 床面積の 合計が2,000 平方メートル を超え、1万 平方メートル 以内のもの 1棟につき <u>347,000円</u>（ 認定プログラムによる構造 計算にあって</p>	<p>にあっては、 1棟につき <u>178,000円)</u> (イ) 床面積の 合計が1,000 平方メートル を超え、2,000 平方メートル 以内のもの 1棟につき <u>287,000円</u>（ 認定プログラムによる構造 計算にあって は、1棟につ き<u>205,000円</u>） (ウ) 床面積の 合計が2,000 平方メートル を超え、1万 平方メートル 以内のもの 1棟につき <u>356,000円</u>（ 認定プログラムによる構造 計算にあって</p>

改正前	改正後
<p>は、1棟につき<u>216,000円</u>)</p> <p>(イ) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの内ものの1棟につき<u>424,000円</u>(認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>255,000円</u>)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの1棟につき<u>730,000円</u>(認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>389,000円</u>)</p> <p>イ 略</p>	<p>は、1棟につき<u>222,000円</u>)</p> <p>(イ) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの内ものの1棟につき<u>436,000円</u>(認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>262,000円</u>)</p> <p>(オ) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの1棟につき<u>750,000円</u>(認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>400,000円</u>)</p> <p>イ 略</p>

改正前	改正後
<p>1の2 法第6条 第5項、第6条 の2第3項又は 第18条第4項の 規定による建築 物の構造計算適 合性判定を受け ようとする者 (佐賀県に置か れた建築主事を 除く。)</p> <p>建築物に関する構造 計算適合性判定手数 料</p> <p>次に掲げる構造計算 適合性判定を行う建 築物の床面積の合計 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計 が1,000平方メー トル以内のもの 1棟につき<u>227,000</u> 円 (認定プログラ ムによる構造計算 にあっては、1棟 につき<u>173,000円</u>)</p> <p>(2) 床面積の合計 が1,000平方メー トルを超えるもの 1棟につき<u>279,000円</u> (認 定プログラムによ る構造計算にあつ ては、1棟につき <u>199,000円</u>)</p> <p>(3) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超えるもの 1万</p>	<p>1の2 法第6条 第5項、第6条 の2第3項又は 第18条第4項の 規定による建築 物の構造計算適 合性判定を受け ようとする者 (佐賀県に置か れた建築主事を 除く。)</p> <p>建築物に関する構造 計算適合性判定手数 料</p> <p>次に掲げる構造計算 適合性判定を行う建 築物の床面積の合計 の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計 が1,000平方メー トル以内のもの 1棟につき<u>234,000</u> 円 (認定プログラ ムによる構造計算 にあっては、1棟 につき<u>178,000円</u>)</p> <p>(2) 床面積の合計 が1,000平方メー トルを超えるもの 1棟につき<u>287,000円</u> (認 定プログラムによ る構造計算にあつ ては、1棟につき <u>205,000円</u>)</p> <p>(3) 床面積の合計 が2,000平方メー トルを超えるもの 1万</p>

改正前		改正後	
		<p>平方メートル以内のもの 1棟につき<u>347,000円</u>（認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>216,000円</u>）</p> <p>(4) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 1棟につき<u>424,000円</u>（認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>255,000円</u>）</p> <p>(5) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1棟につき<u>730,000円</u>（認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>389,000円</u>）</p>	<p>平方メートル以内のもの 1棟につき<u>356,000円</u>（認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>222,000円</u>）</p> <p>(4) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 1棟につき<u>436,000円</u>（認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>262,000円</u>）</p> <p>(5) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 1棟につき<u>750,000円</u>（認定プログラムによる構造計算にあっては、1棟につき<u>400,000円</u>）</p>
2 法第87条の2 若しくは第88条	建築設備又は工作物 に関する確認申請又	(1)・(2) 略 (3) 工作物を築造	(1)・(2) 略 (3) 工作物を築造

改正前			改正後		
第1項若しくは 第2項において 準用する法第6 条第1項の規定 による建築設備 又は工作物の確 認を受けようと する者又は法第 87条の2若しく は第88条第1項 若しくは第2項 において準用す る法第18条第2 項の規定による 建築設備若しく は工作物に係る 計画の通知に関 する審査を受け ようとする者	は計画通知手数料	する場合 ((4)に 掲げる場合を除く。) 一の工作物につ き <u>11,000円</u> (4) 略	第1項若しくは 第2項において 準用する法第6 条第1項の規定 による建築設備 又は工作物の確 認を受けようと する者又は法第 87条の2若しく は第88条第1項 若しくは第2項 において準用す る法第18条第2 項の規定による 建築設備若しく は工作物に係る 計画の通知に関 する審査を受け ようとする者	は計画通知手数料	する場合 ((4)に 掲げる場合を除く。) 一の工作物につ き <u>12,000円</u> (4) 略
3～14 略			3～14 略		
15 法第48条第1 項ただし書、第 2項ただし書、 第3項ただし書、 第4項ただし書、 第5項ただし書、	用途地域における建 築等許可申請手数料	略	15 法第48条第1 項ただし書、第 2項ただし書、 第3項ただし書、 第4項ただし書、 第5項ただし書、	用途地域等における 建築等許可申請手数 料	略

改正前		改正後	
第6項ただし書、 第7項ただし書、 第8項ただし書、 第9項ただし書、 第10項ただし書、 第11項ただし書 又は第12項ただし書（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項において準用する場合 を含む。）の規定による建築等 の許可（次号に 係る許可を除く。） を受けようとする者			第6項ただし書、 第7項ただし書、 第8項ただし書、 第9項ただし書、 第10項ただし書、 第11項ただし書、 第12項ただし書 又は第13項ただし書（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項において準用する場合 を含む。）の規定による建築等 の許可（次号に 係る許可を除く。） を受けようとする者
15の2 法第48条 第1項ただし書、 第2項ただし書、 第3項ただし書、 第4項ただし書、 第5項ただし書、 第6項ただし書、	建築審査会の同意等 を要しない用途地域 における建築等許可 申請手数料	略	15の2 法第48条 第1項ただし書、 第2項ただし書、 第3項ただし書、 第4項ただし書、 第5項ただし書、 第6項ただし書、

改正前	改正後
<p>第7項ただし書、 第8項ただし書、 第9項ただし書、 第10項ただし書、 第11項ただし書 <u>又は第12項ただし書</u>（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項において準用する場合 を含む。）の規定による建築等 の許可（法第48 条第13項ただし書の場合の許可 に限る。）を受けようとする者</p>	<p>第7項ただし書、 第8項ただし書、 第9項ただし書、 第10項ただし書、 第11項ただし書 <u>第12項ただし書</u> <u>又は第13項ただし書</u>（法第87条 第2項若しくは 第3項又は第88 条第2項において準用する場合 を含む。）の規定による建築等 の許可（法第48 条第14項ただし書の場合の許可 に限る。）を受けようとする者</p>
16～41 略	16～41 略

(佐賀県流水占用料等徴収条例の一部改正)

**第5条** 佐賀県流水占用料等徴収条例（平成12年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(占用料等の徴収)	(占用料等の徴収)
<b>第2条</b> 法第23条から第25条までの許可を受けた者は、別表第1若しくは別表第2の規定により算定した額に <u>1.05</u> を乗じて得た額の流水占用料若しくは採取料又は別表第3の規定により算定した額の土地占用料（土地の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る土地占用料にあっては、その額に <u>1.05</u> を乗じて得た額の土地占用料）を知事が指定する期日までに納付しなければならない。	<b>第2条</b> 法第23条から第25条までの許可又は登録を受けた者は、別表第1若しくは別表第2の規定により算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額の流水占用料若しくは採取料又は別表第3の規定により算定した額の土地占用料（土地の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る土地占用料にあっては、その額に <u>1.08</u> を乗じて得た額の土地占用料）を知事が指定する期日までに納付しなければならない。
2・3 略	2・3 略
(占用料等の還付)	(占用料等の還付)
<b>第4条</b> 既に納付した占用料又は採取料は、還付しない。ただし、法第23条から第25条までの許可を受けた者の申請に基づき又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等をすることができる期間その他占用料又は採取料の額の算定の基礎となった事項に変更があった場合において既に納付した占用料又は採取料の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額を還付する。	<b>第4条</b> 既に納付した占用料又は採取料は、還付しない。ただし、法第23条から第25条までの許可又は登録を受けた者の申請に基づき又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等をすることができる期間その他占用料又は採取料の額の算定の基礎となった事項に変更があった場合において既に納付した占用料又は採取料の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額を還付する。
2 略	2 略

（佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部改正）

**第6条** 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例（平成13年佐賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(土石採取料等の徴収)	(土石採取料等の徴収)
<b>第3条</b> 法第18条第6項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額	<b>第3条</b> 法第18条第6項の規定により一般海域において土石の採取又は占用の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額

改正前	改正後
<p>に<u>1.05</u>を乗じて得た額の土石採取料又は別表第2の規定により算定した額の占用料（一般海域における占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に<u>1.05</u>を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>に<u>1.08</u>を乗じて得た額の土石採取料又は別表第2の規定により算定した額の占用料（一般海域における占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の占用料）を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p>

(佐賀県砂防法施行条例の一部改正)

**第7条** 佐賀県砂防法施行条例（平成15年佐賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(占用料等の徴収)</p> <p><b>第6条</b> 前条第1項又は第2項の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額の占用料（砂防設備等の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に<u>1.05</u>を乗じて得た額の占用料）又は別表第2の規定により算定した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額の採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(占用料等の徴収)</p> <p><b>第6条</b> 前条第1項又は第2項の許可を受けた者は、別表第1の規定により算定した額の占用料（砂防設備等の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあっては、その額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の占用料）又は別表第2の規定により算定した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の採取料を知事が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</p> <p>2 略</p>

(佐賀県佐賀空港条例の一部改正)

**第8条** 佐賀県佐賀空港条例（平成10年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<b>別表第1</b> (第17条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 略      2 消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除することとされた航空機以外の航空機にあっては、当該着陸料及び停留料の額にそれぞれ<u>100分の105</u>を乗じて得た額を着陸料及び停留料の額とする。      3 略</p> <p><b>別表第2</b> (第17条関係)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 略      2 次に掲げるもの以外の土地の使用に係る使用料の額にあっては、この表の使用料の額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。      (1)・(2) 略      3～6 略</p> </p>	<b>別表第1</b> (第17条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 略      2 消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定により消費税を免除することとされた航空機以外の航空機にあっては、当該着陸料及び停留料の額にそれぞれ<u>100分の108</u>を乗じて得た額を着陸料及び停留料の額とする。      3 略</p> <p><b>別表第2</b> (第17条関係)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1 略      2 次に掲げるもの以外の土地の使用に係る使用料の額にあっては、この表の使用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。      (1)・(2) 略      3～6 略</p> </p>

(佐賀県道路占用料条例の一部改正)

**第9条** 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(占用料の額及び算出方法)</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項本文の規定</p>	<p>(占用料の額及び算出方法)</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料の額は、前項本文の規定</p>

改正前	改正後
<p>により算定した額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円とする前の額）に<u>1.05</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあっては、第4条ただし書の知事が定める期間に係る占用料の額に<u>1.05</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>により算定した額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円とする前の額）に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定する場合にあっては、第4条ただし書の知事が定める期間に係る占用料の額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。</p> <p>3～5 略</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条中別表第15号及び第15号の2の改正規定並びに第5条中「許可」の次に「又は登録」を加える改正規定は、公布の日から施行する。  
(佐賀県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県立都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける許可に係る使用料について適用し、施行日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。  
(佐賀県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の佐賀県漁港管理条例の規定は、施行日以後の許可に係る使用料等及び土砂採取料等から適用し、施行日前の許可に係る使用料等及び土砂採取料等については、なお従前の例による。  
(佐賀県海岸占用料等徵収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の佐賀県海岸占用料等徵収条例の規定は、施行日以後の許可に係る占用料等及び施行日前の許可で当該許可に係る土地の占用又は土石の採取の開始の日が施行日以後であるものに係る占用料等について適用し、施行日前の許可で当該許可に係る土地の占用又は土石の採取の開始の日が施行日前であるものに係る占用料等については、なお従前の例による。  
(佐賀県流水占用料等徵収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第5条の規定による改正後の佐賀県流水占用料等徵収条例の規定は、施行日以後の許可等に係る占用料又は採取料及び施行日前の許可等で当該許可等に係る流水若しくは土地の占用又は土石等の採取の開始の日が施行日以後であるものに係る占用料又は採取料並びに施行日前に許可等をした流水の占用で当該許可等に係る占用の開始の日が施行日前であるものの施行日以後における占用に係る占用料について適用し、施行日前の許可で当該許可に係る土地占用又は土石等採取の開始の日が施行日前であるものに係る占用料又は採取料及び施行日前に許可等をした流水の占用で当該許可に係る占用の開始の日が施行日前であるものの施行日前における占用に係る占用料については、なお従前

の例による。

(佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第6条の規定による改正後の佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例の規定は、施行日以後の許可に係る土石採取料等及び施行日前の許可で当該許可に係る土石の採取又は占用の開始の日が施行日以後であるものに係る土石採取料等について適用し、施行日前の許可で当該許可に係る土石の採取又は占用の開始の日が施行日前であるものに係る土石採取料等については、なお従前の例による。

(佐賀県砂防法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第7条の規定による改正後の佐賀県砂防法施行条例の規定は、施行日以後の許可に係る占用料等及び施行日前の許可で当該許可に係る占用等の開始の日が施行日以後であるものに係る占用料等について適用し、施行日前の許可で当該許可に係る占用等の開始の日が施行日前であるものに係る占用料等については、なお従前の例による。

(佐賀県佐賀空港条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第8条の規定による改正後の佐賀県佐賀空港条例別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る使用料から適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(佐賀県道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第9条の規定による改正後の佐賀県道路占用料条例の規定は、施行日以後の許可に係る占用料から適用し、施行日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。